

大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る実施方針に対する質問回答を別添のとおり公表する。

平成20年9月11日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構  
理事長 高杉 豊

【資料1】実施方針に対する質問への回答

No	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	第	1	(6)	ア (ア)			
1	実施方針	3	第1	1	(6)	ア (ア)	解体撤去業務	解体撤去業務が施設整備業務に含まれておりますが、①対象施設にはアスベスト、PCB等の有害物質は存在しているのでしょうか？②また病院機構又は大阪府にてこれらの存在状況は調査済みでしょうか？③その場合、要求水準書と共に調査結果を公表して頂けるでしょうか？	①アスベスト、PCB等の有害物質は存在しております。 ②アスベスト吹き付け材及びPCBを含むシーリング材共、一部調査を実施しております。 ③調査結果につきましては、後日公表する業務要求水準書(案)に示す予定です。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	ア (ア)	解体撤去業務	解体撤去業務そのものには、民間の創意工夫でVFMを向上する余地が希薄です。また有害物質等は実際に解体する際に新たに露呈するリスクをコストに移転せざるを無く、病院機構にとってVFM向上の足かせになると同時に、応募者にとってコスト面の問題になります。本件から解体撤去業務を除外して戴けないでしょうか？	ご意見として承りますが、解体業務は除外いたしません。
3	実施方針	4	第1	1	(6)	イ	維持管理・医療関連サービス業務等	既存病院では清掃、設備、警備、電話交換等が総合評価入札として平成23年10月31日まで業務が実施されますが、今回の事業に含まない業務は清掃業務のみと考えてよろしいでしょうか。	建築物屋内の清掃業務は、SPCの実施する業務に含まれません。SPCの実施する業務の詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)に示す予定です。
4	実施方針	4	第1	1	(6)	イ (ア)	維持管理業務	SPC以外の病院機構ならびに大阪府が、事業期間中における修繕業務一切を行わないという理解で宜しいでしょうか？	SPCが実施する維持管理・医療関連サービス業務等の対象施設は、「建設用地」に存する一切の建築物、外構施設等(本事業において整備した以外のものを含むものとする。ただし、解体撤去する既存施設や先行撤去する既存施設の代替機能を確保するため建設した、仮設売店棟以外の仮病棟等は除く。)を予定しております。よって、SPCが維持管理業務を行わない施設については病院機構が維持管理を行います。 なお、仮設売店棟については、使用貸借契約書によりSPCが維持管理を行います。
5	実施方針	4	第1	4	(6)	イ (ア)	維持管理業務	仮病棟等の維持管理は病院機構が実施するとありますが、仮設売店も病院機構が実施されるという理解で宜しいでしょうか？	仮設売店棟の維持管理業務はSPCに実施していただきます。詳細は業務要求水準書(案)で示す予定です。実施方針を修正します。正誤表No.1を参照してください。
6	実施方針	4	第1	1	(6)	イ (ア)	維持管理業務	警備業務に駐車場管理は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	警備業務には駐車場管理を含みます。詳細は、後日公表する業務要求水準(案)に示す予定です。
7	実施方針	4	第1	5	(6)	イ (ウ)	利便サービス提供業務	〈提案〉とあるのは、患者の私物洗濯業務及び喫茶運営業務のみを指すのでしょうか？	提案を求めるのは、喫茶運営業務のみです。
8	実施方針	4	第1	1	(6)	イ (ウ)	その他業務	事業者が行う電話交換業務の業務時間について時間指定はありますか。	電話交換業務は24時間365日実施していただくことを想定しています。詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)に示す予定です。
9	実施方針	4	第1	1	(6)	イ (ウ)	その他業務	喫茶運営業務(提案)とありますが、設置の有無は事業者の提案によるものでしょうか。	質問回答No.7を参照してください。なお、当該業務の実施は義務ではありませんが、患者及び病院利用者の利便性の観点から、病院機構として設置を希望するものです。
10	実施方針	4	第1	1	(7)		事業期間	平成22年2月の事業契約の締結から平成24年12月1日の新病院施設の引渡しまでの期間中に、事業者が行う維持管理・医療関連サービス業務の業務内容及び業務実施期間をお教え下さい。また、その業務における費用は今回の入札に含まれますか。	実施方針4頁、第1の1(7)に示すとおり、売店運営業務(仮設売店棟の維持管理業務を含む。)の開始は平成23年1月1日を、維持管理業務(仮設売店棟を除く。)の開始は平成24年12月1日を、医療関連サービス業務及びその他業務(売店運営業務を除く。)の開始は平成25年3月1日を予定しています。また、医療関連サービス業務及びその他業務には、開院準備期間における必要な準備作業等の業務を含みます。 仮設売店棟の維持管理業務及び開院準備期間における準備作業等に係る費用は入札に含む予定です。 詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)等に示す予定です。
11	実施方針	4	第1	1	(7)		事業期間	事業契約の締結日は、府議会の議会承認の日となるのでしょうか？	事業契約の締結に際し、大阪府府議会の承認は不要です。
12	実施方針	4	第1	1	(7)		事業期間	平成23年1月1日に売店運営業務の開始とありますが、これは仮設売店における運営を意味されているのでしょうか？	お示しのとおりです。

【資料1】実施方針に対する質問への回答

No	資料名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	第	項	目	節			
13	実施方針	5	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	「良好な状態」とありますが、この意味は経年劣化、或いは当初に整備されていない設備等の新規性能要望などを含まない状態で、施設の利用に支障の無い状態という理解で宜しいでしょうか？	詳細は、後日公表する業務要求水準書(案)に示す予定です。
14	実施方針	6	第2	2			落札者決定の手順及びスケジュール(予定)	現状把握及び提案の質の向上のため、入札前に病院関係者(事務局・医務局・看護部等)にヒアリング又は意見交換会等の機会を設けて頂きたいのですが可能でしょうか。	入札前の病院職員等へのヒアリングの機会については、設ける予定はありません。
15	実施方針	6	第2	3			入札参加者などの構成	代表企業そのものが担う業務について制限はありませんが、記載のように当該グループを統括しうる能力を有し、出資の規定を網羅すれば、評価選定基準等の評価対象として代表企業の担当業務そのものが評価されることはないとの理解で宜しいでしょうか？	代表企業が担当している業務によって代表企業を評価するものではありません。ただし、本事業において代表企業がどのような役割を果たすのかなどについては、事業の実施体制の内容として評価の対象とすることを想定しています。詳細は、後日公表する落札者決定基準(案)に示す予定です。
16	実施方針	10	第2	3	(3)	ウ	(ア)建設業務を行う者	建設業務を行う者の項目だけに、「なお、建設企業が代表企業となる場合……」の記載がありますが、病院機構または大阪府において、特別な意図、希望或いは理由があつての記載でしょうか？	「なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は、aからfまでの要件を全て満たすこと。」は削除いたします。正誤表No.2を参照してください。
17	実施方針	14	第1	4	(1)		審査に関する基本的な考え方	審査委員の公表はいつ行われるのでしょうか？	業務要求水準書(案)公表と同時期に、落札者決定基準(案)も公表する予定であり、その際に選定委員についてもお示しします。
18	実施方針	14	第1	6	(1)		契約に関する基本的な考え方	仮契約締結に関する記載がありませんが、基本協定締結後は仮契約無しに事業契約締結となるとの理解で宜しいでしょうか？	お示しのとおりです。
19	実施方針	15	第2	6	(2)		SPCの設立	「参加企業又は代表企業及び構成員は当該SPCに出資するものとする」とありますが、協力企業が出資することは可能でしょうか。	協力企業としての出資は、他の入札参加者等として、事業への参加を予定しない者であれば可能です。
20	実施方針	18	第4	3	(2)	イ	整備計画	既存病院では医療観察病床が5床設置されていますが、現在どの病棟に設置されていますか。また、今回整備される医療観察病棟(33床)は改修による整備又は新築で整備するのかが事業者による提案によるのでしょうか。	既存病床では第1病棟の2階に設置されています。今回整備する医療観察病棟(33床)は、別添資料5に示す位置に、本事業にて新築する計画としています。
21	実施方針	20	第8	2			現地見学会の開催	現地見学会を2回開催されるご予定ですが、この2回は解体撤去対象の既存建屋の調査を目的とした見学会も含まれているのでしょうか？ また、その際隠蔽部分についても一部調査することは可能でしょうか？	現地見学会は、現病院施設の現況を見ていただく予定としています。隠蔽部分については業務要求水準書(案)で提示する既存建築物図面を参照してください。なお、第2回現地見学会では、調査したい箇所を事前に伺い、対応可能かどうかを検討させていただきます。
22	実施方針別紙3	24					遵守すべき関係法令等	当該法令等の中に、平成20年7月24日付け大阪府総務部契約局発表の「工事請負契約における単品スライド状況の運用について」ならびに「単品スライド条項の運用基準について」、および同局ホームページに掲載されている「建設工事請負契約書(H20.4改正)」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	後日公表する事業契約書(案)等に示す予定です。
23	実施方針別添資料1						想定されるリスク分担(案)全般	病院機構側が負担される各リスクにおいて、コスト増額につながるケースが発生した場合、貴機構は新たな予算措置を持って対応されるのでしょうか？	お示しのとおりです。
24	実施方針別添資料1						選定段階 >契約リスク	「または契約手続きに時間を要する場合」とありますが、時間を要することで病院機構に発生する損害にはどのようなものが有るのかご明示下さい。	例えば、工事着工が遅れたことにより、開院時期が遅れる場合などが想定されます。
25	実施方針別添資料1						全段階共通 >制度関連リスク >法制度リスク	本事業に直接関連するものとありますが、「本事業のみ」と同義では無いとの理解で宜しいでしょうか？	本事業に直接関連するものとして、大阪府立精神医療センター再編整備事業に関する法制度の変更、新設のほか、例えば、病院の設置基準、管理基準を定める法令変更により、設計、建設、維持管理、運営等の中断・遅延・変更等によって、必要となる費用等が増額するような場合も含まれます。

【資料1】実施方針に対する質問への回答

No	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
26	実施方針別添資料1					全段階共通 >制度関連リスク >税制度リスク	当該リスクが、建設リスクの項目として掲載されていますが、建設段階のみならず、リスク分担が効力をもつ起点は事業契約締結後であり、設計・建設・移転段階におけるリスク項目であるとの理解で宜しいでしょうか？	税制度リスクについては、全段階共通のリスク項目としています。
27	実施方針別添資料1					全段階共通 >社会リスク >住民等対応リスク	事業者が善管注意義務上の過失がなく、誠意を持って住民等に当たった場合でも、不当な理由で住民等の反対運動がある場合、不可抗力規定にあたるという理解で宜しいでしょうか？	基本的には提案内容に起因する反対運動等はすべて、事業者の負担となります。ただし、住民等の反対運動等が不当な理由であり、事業者が誠心誠意の対応をしており、事業者の負担が過度であると病院機構が認める場合は、不可抗力規定を適する場合があります。
28	実施方針別添資料1					設計・建設・移転段階 >建設リスク >施設損傷リスク	「保険でカバーできる範囲内のもの」とは、「事業者が提案した保険でカバーできる範囲内のもの」という意味であると理解して宜しいでしょうか？	「保険でカバーできる範囲内のもの」の保険とは、事業者が提案した保険、事業契約書に定める保険及び、事業者が本事業遂行の為に任意で契約した保険によりカバーされる範囲を指します。
29	実施方針別添資料1					設計・建設・移転段階 >建設リスク >物価変動リスク	当該リスクが、建設リスクの項目として掲載されていますが、建設段階のみならず、リスク分担が効力をもつ起点は事業契約締結後であり、設計・建設・移転段階におけるリスク項目であるとの理解で宜しいでしょうか？	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。
30	実施方針別添資料1					設計・建設・移転段階 >建設リスク >物価変動リスク	リスク分担上、設計・建設・移転段階における物価変動リスクにて病院機構、SPC双方が負担することになっていますが、物価変動が起きた際に貴機構とSPCにおいて契約金額の変更について協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。この場合において貴機構が負われるリスクの範囲とは、平成20年7月24日付け大阪府総務部契約局発表の「工事請負契約における単品スライド状況の運用について」ならびに「単品スライド条項の運用基準について」、および同局ホームページに掲載されている「建設工事請負契約書(H20.4改正)」に基づいて負われるとの理解で宜しいでしょうか？	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。
31	実施方針別添資料1					設計・建設・移転段階 >建設リスク >物価変動リスク	物価変動が起きた場合に契約金額の変更協議を行う際に、貴機構にて物価指数等に関し何らかの指標などを想定されているようでしたらご明示いただけないでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。
32	実施方針別添資料1					維持管理・運営段階リスク >物価変動リスク	①設計・建設・移転段階における物価変動の対象業務は建設工事費以外の業務(設計業務、工事監理業務、調査・対策業務等)も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 ②大阪府でも建設工事請負契約書(H20.4改正)において全体スライド及び、単品スライドの適用を行なわれていますが、その場合、上記①のそれぞれを切り離し各金額が一定の率(ex15/1000、10/1000)を超えた場合に各々の業務について協議できるとの理解で宜しいでしょうか。それとも各業務を含めた物価指数等があるのでしょうか。 ③各業務を切り離す場合、協議を行う上で基準を明確にする為にも事業契約書に各業務の金額が分かるような様式としていただけないでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。

【資料1】実施方針に対する質問への回答

No	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
33	実施方針 添付資料1					維持管理・運営段階リスク >物価変動リスク	大阪府契約局が示す建設工事請負契約書(H20.4改正)第25条5項及び平成20年7月24日付けの同局発表の単品スライド条項に準じて本件の建設工事費増減を協議する場合、本件における運用は以下の様な方法があると推されますが、貴機構のお考え方を今回の回答をもって早い段階でお示しいただけないでしょうか？ ①建設工事費の協議を可能にするために、貴機構は、設計・工事監理・調査業務等・他初期費用を初期投資額より除いた、建設工事のみを対象として戴けるのとの理解で宜しいでしょうか。 ②建設工事請負契約書(H20.4改正)の第25条第1項(全体スライド条項)における「請負契約締結の日」とは、「入札日」あるいは「事業契約日」となるの理解で宜しいでしょうか。 ③単品スライド条項に準じた協議を行う場合、変動前の材料の単価は、入札時の実勢単価(資料本等で示されているもの)と、変動後の材料の単価は請求時点の実勢単価(同)の比較の上、事業者による実施設計完了時点における内訳書の数量並びに落札率をもって行なえるとの理解で宜しいでしょうか。 ④その場合の落札率を定める為に、貴機構にて対象となる設計・工事監理・調査業務等・他初期費用を除いた、物価変動協議の対象となる建設工事だけの予定価格を公表されるのでしょうか。 ⑤単品スライド条項に準じた建設工事費変更の協議を行う場合、スライド額の算定は大阪府の単品スライド条項運用基準(P-1)及び国交省の単品スライド条項運用マニュアル(P-29)に記載のあるように設計業務期間、建設工事期間のそれぞれにおいて、設計変更による金額並びに数量の精算を行った上で、スライド額算定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。
34	実施方針 添付資料1					維持管理・運営段階リスク >物価変動リスク	大阪府にて発表している建設工事請負契約書(H20.4改正)第25条に準じて全体スライドを規定する場合においても設計業務期間、建設工事期間のそれぞれにおいて、設計変更による金額並びに数量の精算を行った上で、スライド額算定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。
35	別添資料1					維持管理・運営段階リスク >維持管理・医療関連サービスリスク >医療関連サービス費用リスク	維持管理・運営段階 維持管理・医療関連サービスリスク 医療関連サービス費用リスクにおいて、「患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの」SPC一部負担とありますが、当該リスクを管理することは難しく、病院機構負担と考えますがどのようにお考えでしょうか。	食事提供業務費用の対価は、原則として提供した給食数に基づき支払います。ただし、上限及び下限を設けており、さらに、患者数の著しい変動があった場合には、協議の場を設けることとしています。 詳細は、後日公表する事業契約書(案)に示す予定です。

【資料2】実施方針に対する意見への回答

No	資料名	該当箇所				タイトル	意見	回答
		頁	第	項	項			
1	実施方針	5	第2			入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項	<p>昨今、洞爺湖サミットや福田ビジョンなど環境問題が重視されており、8月に公表された内閣府のPFI改革案でも、施設運営に関わる光熱費を発注額に含めることにより、光熱費を抑えることのできる省エネルギー性能の高い機器の導入が進むことが期待されております。</p> <p>このような情勢下においては、福田ビジョン等でも推奨されている環境性にすぐれたヒートポンプ機器などの革新的技術を含んだ提案を可能とすることはもちろんのこと、定性点の評価にあたっては、環境に関する評価点においては、革新的技術が採用されやすくなるため、CO2やNOx等の削減面で劣っている提案と比べて差がでるような基準の設定とするなど、民間の環境に対する創意工夫が期待できるような要求水準、落札者決定基準にしたいと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>詳細は、後日公表する落札者決定基準(案)に示す予定です。</p>
2	実施方針 添付資料1					<p>維持管理・運営段階リスク &gt;物価変動リスク</p>	<p>物価上昇リスクの分担方法、協議方法を検討、策定するにあたり、事前に応札検討者等の民間事業者との意見交換の機会を設けていただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

[別紙 1]実施方針等の正誤表

平成 20 年 8 月 8 日に公表した実施方針に関し、次のとおり訂正します。

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
1	実施方針	4	第 1	1	(6)	イ	(ア)	維持管理業務(仮病棟等に係る維持管理は、病院機構が実施する。)	維持管理業務(仮病棟等に係る維持管理は、 <u>仮設売店棟を除き</u> 、病院機構が実施する。)
2	実施方針	10	第 2	3	(3)	ウ	(ア)	建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事(以下「建築一式工事」という。)を担当する建設企業は、次の a から f までの要件を満たしていること。ただし、c、d 及び e については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあつては、そのうちの少なくとも一者が満たしていること。 <u>なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は、a から f までの要件を全て満たすこと。</u>	建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事(以下「建築一式工事」という。)を担当する建設企業は、次の a から f までの要件を満たしていること。ただし、c、d 及び e については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあつては、そのうちの少なくとも一者が満たしていること。